

山下小学校いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 3 月

山元町立山下小学校

(最終改定 令和元年 1 0 月)

山下小学校いじめ防止基本方針

いじめは、全ての児童に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめ防止等のための対策を全職員で推進し、学校を中心とした地域住民や家庭との連携の下、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるいじめのない学校を目指すものとする。

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめでないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 未然防止の考え方

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

そのために、学校生活全般において次のような指導に取り組む。

- ・道徳、学級活動、その他すべての教育活動場面を活用して、「いじめは決して許されない行為である」ことを理解させる。
- ・安心して楽しく授業や行事に参加できるような学級・集団づくりを行う。
- ・教育活動を通して児童に自己有用感・自己肯定感を育む。

② 未然防止の取組

- ・わかる授業・好ましい学習習慣を目指し授業改善を行う。
- ・Q-Uアンケートを実施し、学級の人間関係について把握するとともに、よりよい学級集団をめざし実践を積み重ねる。
- ・道徳や学級活動を通して、友人関係、集団づくりについて考えさせる。
- ・児童にいじめ防止を意識化させるために、児童会で『よりよい学校にするために』について話し合ったり、いじめCMづくり等に取り組ませたりする。
- ・話し合い－実践－反省－改善のサイクルを大切にさせることで、帰属意識を高め、「よりよい学級集団づくり」をめざす。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 早期発見の考え方

児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有する。また、地域や家庭と連携し、いじめを積極的に認知し速やかな対応をする。

② 早期発見の取組及びいじめ認知の方法

- ・週1回生徒指導情報交換会を行う。(定例打合せ：木曜日)
- ・月1回生徒指導事例報告会を行う。(職員会議)
- ・年3回生徒指導全体会を行う。(5・9・2月)
- ・毎月、いじめの項目を含んだ「学校生活アンケート」について児童を対象に実施する。(実施したアンケートで「ある」と答えた児童の解答用紙は在籍期間保管する。卒業後は処分する。)
- ・Q-Uアンケートを実施し、学級や児童の課題を把握する。
- ・学級懇談会以外にも、必要に応じて保護者教育相談や児童個別面談を実施する。
- ・地域の会合等において、地域住民から児童の情報を収集する。
- ・スクールカウンセラーが保護者からの相談を受ける体制を整備する。

3 いじめへの対応

(1) 軽微な事案

- ① アンケート調査やいじめの疑いがある行為が児童や保護者・地域住民から報告された場合、またはいじめを教職員が発見した場合は、担任が、いじめの「聞き取りシート」を活用し、双方から聞き取り「誰がどのような行為をしたか」など事実を明らかにする。
- ② 担任の聞き取りにより事実が明確になり、双方が振り返りを行い納得し、いじめが解消される場合はその場で解決する。必要に応じて家庭に連絡する。

(2) 生徒指導協議会を必要とする場合

- ① 上記のように、アンケート調査等でいじめを認知し担任が事実を確認したが、複数学年に複数の児童が関わっているケースや長期にわたっており事実確認が難しいケース等、問題が複雑なケースについては、生徒指導協議会を開き、組織として解決にあたる。
- ② 事実関係の把握のため、関わったすべての児童から聞き取りをする。担任に加え、主幹教諭や生徒指導主任など複数で聞き取り、事実の確認にあたる。
- ③ 事実が明確になったところで、関わった児童全員に振り返りを行わせ、自分のした行為について反省させ、指導を行う。
- ④ 家庭に連絡をすると共に、必要に応じて謝罪の会をもうける。

(3) 重大事案(児童の命に関わる事案、不登校に関する事案、金品の絡む事案、相当の期間欠席を余儀なくされている事案など)の場合

1

町教育委員会に至急報告する。町教員委員会からの指示を仰ぎながら対応するとともに、町に常設されている「いじめ問題対策連絡協議会」と直ちに連携を図り問題の解決にあたる。

(「山元町いじめ防止対策に関わる組織体制」を参照)

- ② いじめ防止対策委員会を開き、責任を持って問題解消にあたる。
- ③ いじめられた児童、知らせた児童の安全を確保する。場合によっては、いじめた児童を別室で指導するなど、同じ場所にならないよう配慮する。また、いじめられた児童が安心できるよう寄り添い、ケアをする。
- ④ 関係児童から事情を聴き事実関係を整理する。必要に応じて、児童全員にアンケート調査を実施し、事実を明らかにする。
- ⑤ いじめた児童には、行為の重大さを理解させ、反省を促し、今後そのような行為に及ばないよう自覚を持たせる。

- ⑥事実確認後、いじめた児童及びいじめられた児童の保護者に事実関係を報告し、解決に向けて保護者の協力を得られるようにする。必要に応じて謝罪の会をもうける。
- ⑦その後、いじめが繰り返されていないことを確認するため、関わった児童に定期的にカウンセリングを実施する。
- ⑧道徳や特別活動などの機会をとらえ、相手を思いやる心や個性の尊重、いじめにどう対応するかなどについて指導する。

4 組織

(1) サポート委員会（年3回開催）

- いじめの現状について報告し、ご意見をいただく。
- 重大事案発生時、いじめ防止対策委員会として機能する。町教育委員会内に設置される「いじめ問題対策連絡協議会」と連携し解決に当たる。
- メンバーについては、サポート委員会設置要綱による。

[地域より]

- ・ 学校評議員，同窓会長，区長会代表，民生委員代表，主任児童委員，
P T A会長，協働教育C O，児童館長，山下中学校長，
幼稚園・保育所代表，有識者（校長経験者，大学教授など）

[学校より]

- ・ 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，該当学級担任
* スクールカウンセラー，山下駐在所所長（必要に応じて）

(2) 生徒指導協議会（いじめ問題発生時，必要に応じて）

- 複数学年に複数の児童が関わっているケースや長期にわたっており事実確認が難しいケース等，問題が複雑なケースについては，生徒指導協議会を開き，組織として解決に当たる。
- メンバーは次の通りとする。
 - ・ 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，該当学級担任

5 いじめ対策年間計画

*別紙規程

6 地域や家庭，関係機関との連携

地域全体で児童を見守り，健やかな成長を促すため，次に挙げる組織と連携する。また，十分に指導の効果を上げるために，関係機関との適切な連携を図る。

- ・ 山下小学校父母教師会（P T A） ・ サポート委員会（学校評議員） ・ 民生児童委員
- ・ スクールカウンセラー ・ スクールソーシャルワーカー ・ 山下駐在所
- ・ 互理警察署生活安全課 ・ 中央児童相談所

7 いじめを認知したときの基本的な対応

*別紙規程

5 いじめ対策年間計画

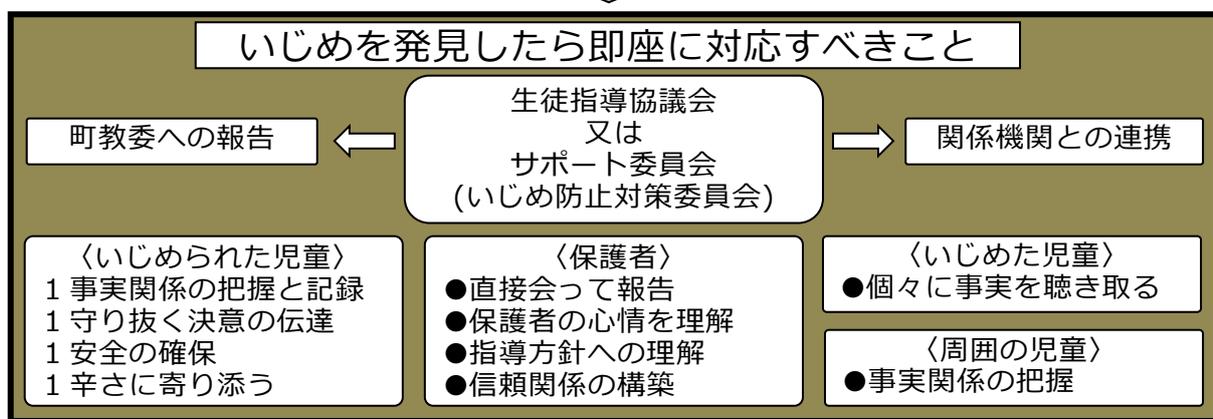
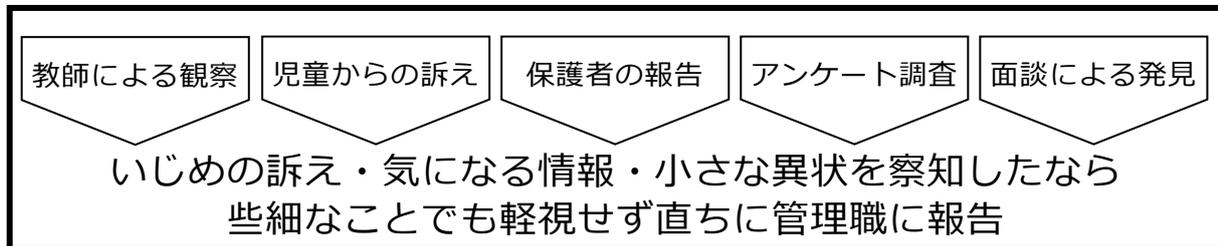
1：教職員間の活動 ○：児童・教師・保護者の活動

	実施計画	学級経営
4月	☆学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ☆いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策組織設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発	・学級目標の設定・掲示 ・学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ・実践
5月	○戸口訪問の実施 ○行事を通じた人間関係づくり(運動会) ☆校内研修「いじめの未然防止」(職員会議) ☆児童の実態の把握(生徒指導全体会)	・QUアンケート調査・分析・対策
6月	○サポート委員会(いじめ基本方針の確認) ○いじめCMコンクールへの参加	・話し合い活動「学級の諸問題」
7月	○学校評価の実施 ○教育相談の実施	↓
8月	☆校内研修「SCによる教育相談に係る研修会」 ○夏休み明けの児童の変化の把握	・学級目標の反省・手立て ・実践
9月	○全校への啓発(お話朝会)	↓
10月	○行事等(学習発表会)を通じた人間関係づくり ☆校内研修「いじめの早期発見・早期対応」	・手立ての反省・改善策 ・実践
11月	○教育相談の実施(希望者)	・話し合い活動「学級の諸問題」
12月	○サポート委員会(いじめの現状と対策) ○人権週間(人権意識啓発活動) ○学校評価の実施	・QUアンケート調査・分析・対策
1月	○冬休み明けの児童の変化の把握	・手立ての反省・改善策 ・実践
2月	○サポート委員会(反省)	↓
3月	☆記録の整理，引継ぎ資料の作成 ☆必要に応じての情報交換	↓

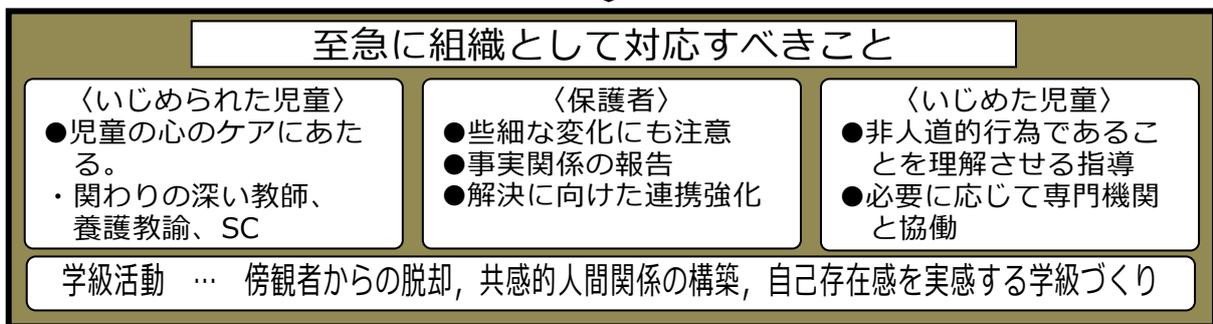
毎月の職員会議，毎週の職員打合せで，生徒指導に関する情報交換及び共通理解の場をもつ

7 いじめを認知したときの基本的な対応

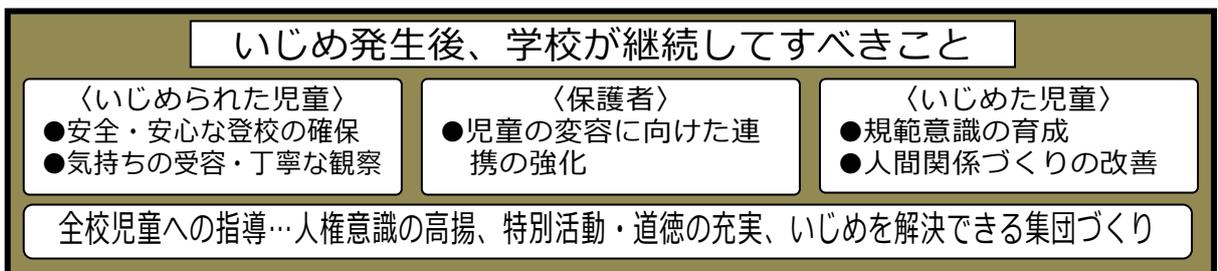
いじめが起きた時 ～見逃さず，許さず，協働して～



教職員が一致協力して 深くかかわる



関係者が一致協力して 継続してかかわる



常に「いじめ」の未然防止に向けて積極的に取り組む